

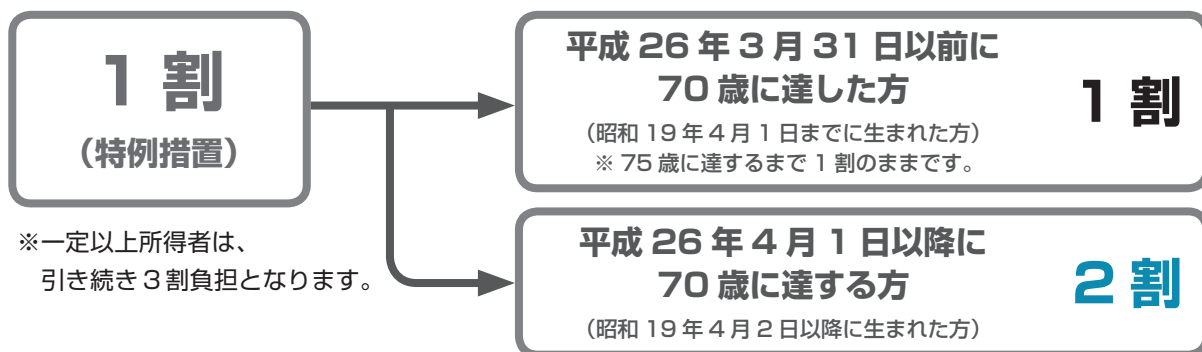
平成26年4月から

医療費窓口負担額が引き上げられました

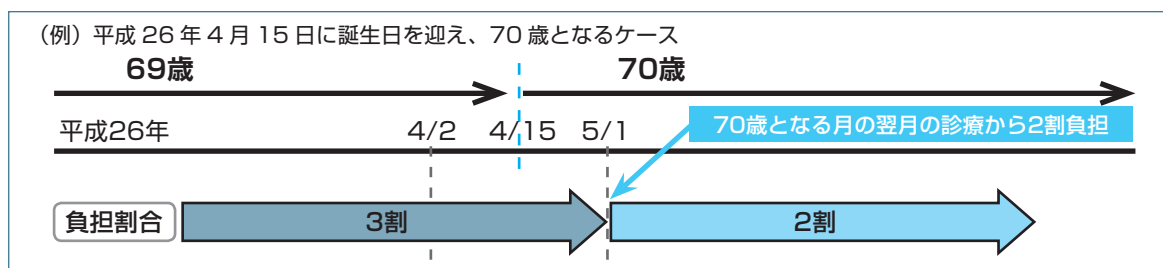
70歳から74歳の組合員及び被扶養者（一定以上所得者を除く。）の医療費窓口負担については法律上は2割負担となっていますが、平成26年3月までは特例措置により1割に軽減されていました。

今回の改正により、世代間の公平を図る観点から平成26年4月1日以降に新たに70歳になる方から2割負担への引き上げを段階的に進められることとなりました。

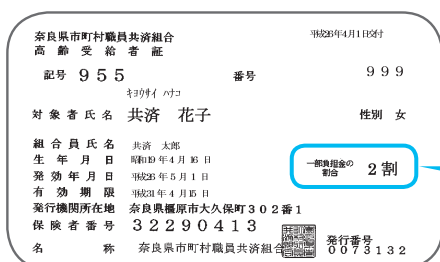
70歳から74歳の方の医療費窓口負担



【事例】平成26年4月中に70歳になられる方は、翌月の5月診療分から2割となります。



高齢受給者証について



平成26年4月1日以降に70歳に達する方には、一部負担金の割合が「2割」と記載された高齢受給者証を交付いたします。

一部負担金の割合 **2割**



「組合員貯金」にまだ加入されていない組合員の皆さんへ

「組合員貯金」の利率は現在**1.2%**となっており、かなりお得になっています。低金利時代の今、1%を超える金利はなかなかありません！

この機会に是非、組合員貯金に加入されることをお勧めします!!

積立方法は、定例積立（毎月の給料）、ボーナス積立（6月・12月のボーナス）のほかに、随時

給料から天引きなので
便利です!

いつでも臨時に積み立ても
できます!

に積立てられることのできる臨時積立があります。貯金の払い戻しは毎月10日と25日の月に2回払い戻しをすることができます。

加入希望の方は、共済事務担当課へお申し出ください。